

2 障福第 2 2 4 3 号  
令和 2 年 1 0 月 1 4 日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 福 祉 局 長  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修の  
実施について (通知)

標記について別添「令和 2 年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新  
研修実施要領」(以下「要領」という。)により実施します。

つきましては、貴市町村内における障害福祉サービス事業者等に周知していただきますよう  
お願いいたします。

なお、下記の事項に御留意いただくようお願いいたします。

#### 記

#### 1 事業者等からの受講申込について

(1) 申込については、事業者等から愛知県に直接申込みをしていただきます。

法人または事業所単位での申込を想定していますが、現在法人に所属していない場合等は個人からの申込も受け付けします。

(2) 愛知県障害福祉課のホームページでも要領及び申込書等を公開する予定です。

(ホームページ掲載箇所 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000050579.html>)

#### 2 申込に当たっての留意事項

(1) 法人及び事業所 (または個人) から愛知県への提出物 (実施要領 8 (2) 参照)

・別紙 1 「受講申込書」【紙媒体】

・研修修了証等の写し【紙媒体】

(「サービス管理責任者等研修」(複数枚ある場合は全て) 及び「相談支援従事者初任者研修 (講義部分)」)

・返送用封筒【所要の切手を貼付のもの】

(2) 申込期限

愛知県への提出期限は令和 2 年 1 1 月 2 5 日 (水) 【必着】です。

期限内の申込がないものは受付できません。

#### 3 受講決定について

令和 3 年 1 月上旬に愛知県から申込者への通知 (郵送) を予定しています。

#### 4 注意事項

平成 3 0 年度までに研修要件を及び実務経験を満たし、サービス管理責任者等研修を修了した者は、令和元年度から令和 5 年度までの間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能ですが、令和 6 年 4 月以降も引き続きサービス管理責任者・児童発

達支援管理責任者として従事される方は、令和5年度までに「サービス管理責任者等更新研修」を受講する必要があります。

担 当 障害福祉課地域生活支援グループ 城田

電 話 052-954-6292(ダイヤル)

メール [shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)